

1月19日(日)は 鹿屋市長選挙の投票日です

鹿屋市長選挙が1月12日(日)に告示され、1月19日(日)に投開票が行われます。必ず投票へ行きましょう。

■投票できる人

平成6年1月20日までに生まれた人で、平成25年10月11日までに鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。

※鹿屋市を転出した人は、投票できません。

また、大学や専門学校に修学のため、親元を離れて寮や下宿などに居住している学生の住所は、特別の理由がない限り「寮や下宿の所在地」にあるとされており、住民票を鹿屋市にそのまま残している学生で選挙人名簿に登録されていたとしても、投票ができませんのでご注意ください。

■期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票できない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

■期日前投票期間

1月13日(月)～18日(土)

■期日前投票所及び投票時間

鹿屋市役所及び各総合支所

午前8時30分～午後8時

※いずれの期日前投票所でも投票ができます。



■不在者投票

指定施設における不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができません。

不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

■滞在地における不在者投票

出張や研修により市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会ですべての不在者投票をすることができません。

不在者投票を希望する人は郵送期間等を考慮し、早めに市選挙管理委員会事務局へ請求してください。

■郵便等による投票

重度の身体障害者で「郵便

投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。

希望する人は、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。

なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者で、その内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

■投票日の投票

■投票時間

午前7時～午後7時

※第57投票所は午前7時～午後6時

■投票所

選挙人名簿に登録された投票所ですが投票できませんので、郵送された投票案内状で、必ず投票所を確認してください。

■投票方法

投票所に投票案内状を持参してください。

投票案内状は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、案内状を紛失しても

投票できます。投票日当日、投票所の係員に申し出てください。

■代理投票・点字投票

代理投票と点字投票は、投票所で係員に申し出てください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

■選挙公報

立候補受付の終了後に作成をして、郵送により発送します。投票日の2日前までに届かない時は、市役所、各総合支所及び各出張所に置いてありますので、お取りください。

■開票

開票は、午後8時30分から鹿屋市武道館で行われます。

■市選挙管理委員会事務局

☎0994-311142

各総合支所地域政策課